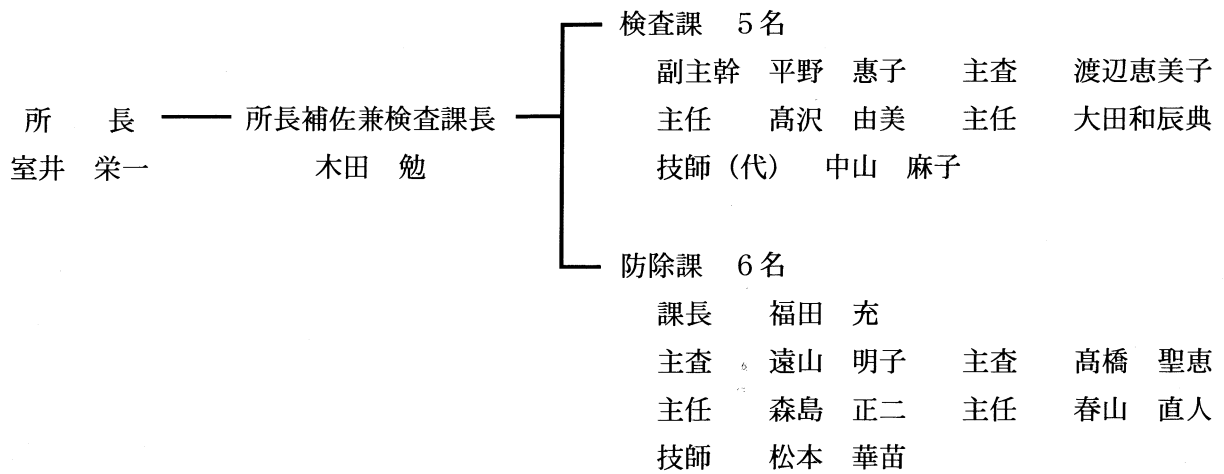


第6章 栃木県農業環境指導センターの概要及び沿革

1 組織体制



(平成24年4月1日現在)

2 業務内容

1) 検査課

- (1) 所内庶務・経理に関すること。
- (2) 肥料の検査及び取締りに関すること。
- (3) 飼料の検査及び取締りに関すること。
- (4) 農薬安全使用対策の推進に関すること。
 - ① 農作物等病虫害雑草防除指針の作成
 - ② 農薬販売者の届出等の審査・受理に関すること。
 - ③ 農薬販売者、農薬使用者の立入検査及び安全使用の指導に関すること。
 - ④ ゴルフ場農薬使用量調査の取りまとめに関すること。
- (5) 病虫害防除員の設置に関すること。

2) 防除課

- (1) 病虫害の発生予察に関すること。
- (2) 植物の検疫に関すること。
- (3) 植物防疫情報に関すること。
- (4) 防除指導に関すること。

3 沿革

| | |
|----------|--|
| 昭和24年4月 | 病虫害発生予察観察員観察所設置 農業試験場、農業高校等県内9か所に併設、観察員が常駐した。 |
| 昭和27年4月 | 病虫害防除所設置 県内9か所の地方事務所に併設、経済課職員が兼務するとともに、病虫害発生予察観察員観察所を併設、観察員が常駐（河内・安蘇は農試本場・分場に常駐）した。 |
| 昭和28年4月 | 地方事務所経済課を農務部分室に改称し、病虫害防除所及び病虫害発生予察観察員観察所を併設した。 |
| 昭和30年12月 | 農務部分室を農業指導所に改称し、病虫害防除所及び病虫害発生予察観察員観察所を併設した。 |
| 昭和43年4月 | 病虫害発生予察観察員観察所統合 県北部、中部、南部の3観察所に統合、農業試験場本場・分場に併設し観察員が常駐した。 |
| 昭和51年4月 | 農業指導所を農政事務所に改称し、病虫害防除所を併設した。 |
| 昭和62年4月 | 病虫害防除所統合 県内9か所の病虫害防除所と、3か所の病虫害発生予察観察員観察所を1か所に統合し、栃木県病虫害防除所とした。事務室は農業試験場本館2階（病理昆虫部と同室）に置いた。 |
| 平成4年11月 | 農業試験場本館3階に専用事務室、同2階に病害診断室を整備した。 |
| 平成12年4月 | 栃木県病虫害防除所と栃木県肥飼料検査所を統合し、栃木県農業環境指導センターとして、河内庁舎内に発足した。 ・検査課：肥料・飼料の検査、農薬取締り及び指導 ・防除課：病虫害発生予察、防除指導 |